

関西医科大学公的研究費の使用に関する「不正防止計画」(令和2年度)

公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

- 1) 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化する。
- 2) 事務処理に関する職務権限や使用ルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- 3) 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定・実施する。

公的研究費の使用に関する不正防止計画			
番号 区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	所管部署
I. 機関内の責任体制に関する事項			
責任体制	不正防止のための責任体制が明確化されていない場合、各責任者が適切な判断を下し、必要な役割を果たすことが困難である。	各責任者、各部署に対して啓発を行い、意識の低下を防ぐ。 学内での説明会等を通じて、各教職員にも責任体制について周知する。	研究課
II. 関係者の意識向上に関する事項			
意識	どのような行為が研究費不正とみなされるのか十分に理解されていない。	(1)公的研究費に係る使用ルール説明会を実施する。 (2)コンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握する。 (3)公的研究費に関わる構成員から誓約書を徴取する。 (4)研究費不正についてのFAQを作成する。 上記(1)～(4)を実施し、税金を原資とした公的研究費を使用する責任等を自覚させ、意識向上を図る。	研究課

Ⅲ. 適正な運営・管理の基礎となる環境に関する事項			
執行ルール	年度末に物品調達の依頼、納品、検収が集中する。	昨年度は固定資産調達の年度末納品を避けるため、教員からの調達依頼に締切を設けたが、今年度もこの取り組みを継続する。周知については書面にて行う予定である。	物流センター 研究課
検収確認	検収業務が適正に行われないと、架空発注等の不正が発生するおそれがある。	(1)取引業者に対して、不正取引に関与した場合の「誓約書」を取得する。 (2)看護学部棟が検収所管部署(物流センター)が所在する建物と別であることから、看護学部での円滑な検収手続きについて、関係部署で協議する。	物流センター
Ⅳ. 不正発生要因の把握に関する事項			
執行管理	研究費の執行が年度末に集中している。	(1)12月に研究者に対して収支簿等を送付し、計画的な研究費執行ができていないかを確認する。 (2)上記確認作業に加え、個別に執行状況の確認を行い、改善を促す。 (3)内部監査室のモニタリングを行い、執行の適正性を確認する。	研究課 内部監査室
Ⅴ. 不正防止対策に関する事項			
誓約書	教職員等が不正行為に関わった場合に、大学による処分と法的責任を負うことを十分に理解されていない。	(1)公的研究費に係る使用ルール説明会を実施する。 (2)誓約書を徴取し、コンプライアンス教育、研究倫理教育(eAPRIN)の受講を徹底する。 (3)説明会や不正防止に関わる資料について、教職員がいつでも確認できる環境を整える。	研究課